

事務局だより

平成30年度の年会費の納入について

平成30年度の年会費(3,600円)を未納の方は早急に納入をお願いします。

会費は当センターの事業運営に欠かせない貴重な財源の一部であり、シルバー人材センターの正会員としての資格を維持するには年会費の納入が必要です。

センターの現状報告(平成30年11月末現在)

- ・会員数320人
(男250人、女70人)
- ・受注件数1,420件(請負・派遣)
- ・契約額115,004千円(請負・派遣)

*受注件数・契約額は平成30年4～11月
*契約金額は前年同月比で4,363千円増

お客様の声

現在、会員がカート整理の就業をしているアピタ精華台店に利用者の投書「お客様の声」がありました。

内容は、「カートをなおしたりペットボトルをかたづけたりしてくれているおじさん、大変ありがたいのですが…、お客さんもいるのに目の前で玄關でつばを吐き捨てるのはきたないのでやめてください」というものです。このことを受け、カート整理就業会員に面談し確認したところ、指摘の行動はないとのこと。

カート整理就業時に会員が被っている帽子は、センターから全会員に貸与しているものですから、帽子を被って来店した会員だったかもしれません。マナーある行動を心がけましょう。

電話はフルネームで

現在センター会員にはたくさんの方のおられます。センターへ電話をくださる場合は必ず会員名をフルネームで告げた後、話を始めるようにしてください。

同姓による事務取り違いを防止するためご協力をお願いします。

配分金の平成30年分確定申告について

配分金の確定申告について

センターから受け取られた配分金等は、税法上は、雑所得として取り扱われ、次に該当するような場合は所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がありますので、自主的に申告してください。

1. 配分金収入のみの会員

103万円を超える配分金収入がある場合

2. 配分金収入の他に年金収入がある会員

(年間配分金－配分金控除65万円) + (公的年金等の収入額－公的年金等控除「下表参照」)

－基礎控除38万円－その他所得控除「扶養など」=課税対象所得額がある場合

(注1) 公的年金等の控除額は次のとおり。

65歳未満会員(昭和29年1月2日以降生まれ)		65歳以上会員(昭和29年1月1日以前生まれ)	
公的年金等の収入額	公的年金等の控除額	公的年金等の収入額	公的年金等の控除額
130万円未満	70万円	330万円未満	120万円
130万円以上410万円未満	年金収入×25%+37.5万円	330万円以上410万円未満	年金収入×25%+37.5万円
410万円以上770万円未満	年金収入×15%+78.5万円	410万円以上770万円未満	年金収入×15%+78.5万円
770万円以上	年金収入×5%+155.5万円	770万円以上	年金収入×5%+155.5万円

(注2) 確定申告についての詳しいことは最寄の税務署にお問い合わせください。

- ◆ 公的年金の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をしなくてもよくなりましたが、市町村民税の申告は必要です。